

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続の中止について（お知らせ）

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、お知らせします。

令和７年１０月２２日　那覇地方法務局　登記官　牧野智浩

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第3600-2021-0036号	那覇市字真地御殿後原 6 3 番の 1 5 6
第3600-2021-0037号	那覇市字真地御殿後原 6 3 番の 1 5 7